1/5

平成24年(ラ)第2632号給電停止措置禁止仮処分命令申立却下決定に対する抗告 事件(原審・横浜地方裁判所小田原支部平成24年(ヨ)第54号)

決定

神奈川県小田原市本町二丁目1番34号

抗 告 人 野 田 順 -

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

 相
 手
 方
 東京電力株式会社

 同代表者代表執行役
 廣瀬
 直
 己

主

本件抗告を棄却する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理由

## 1 事案の概要

- (1) 本件は、相手方との間で原決定別紙「電気需給契約目録」記載のとおりの電気供給契約を締結している抗告人が、平成24年7月分及び8月分の電気料金債務(合計1万8391円)は、平成23年3月に発生した相手方の福島第一原子力発電所(以下「福島第一原発」という。)の事故に基づく相手方に対する損害賠償請求権(少なくとも慰謝料20万円)と対当額において相殺したが、相手方において、上記電気料金債務の不払を理由として抗告人に対する給電を停止する旨予告していると主張して、相手方に対し、電気供給停止措置の禁止の仮処分を求めた事案である。原審は、同申立てに理由がないとして却下したため、抗告人が抗告した。
- (2) 争いのない事実等,争点及び当事者の主張は,原決定理由欄の「第2事案の概要等」に記載のとおりである。
- (3) 抗告の趣旨及び理由は、別紙「抗告状」に記載のとおりである。
- 2 当裁判所の判断

(1) 当裁判所も、本件仮処分命令申立ては理由がないから、却下すべきであると 判断する。その理由は、次のとおり補足説明するほかは、原決定理由欄の 「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

## (2) 補足説明

ア 抗告人は、「抗告人は、日本の歴史上かつてなかった福島第一原発の事故により理不尽な不安や恐怖を受けており、その精神的苦痛を認めなければ、 憲法13条の幸福追求権が侵害される」旨主張する。

しかしながら、上記の抗告人が主張する精神的苦痛は、主観的・抽象的な不安や恐怖であって、原決定が説示するとおり損害賠償請求権の発生根拠となるものとはいえないし、このように解したとしても憲法13条に違反するとはいえない。

イ 抗告人は、「放射能汚染や原子力損害に基づく慰謝料請求の場合、晩発性 被ばく障害の特質から低線量の被ばくであっても「しきい値」(境目となる 値)がなく、人体に危険性があるとされていることから、自ら望まないで被 ばくや放射能にさらされることへの不安・恐怖に関しては、「被ばく等によ って社会的に受忍し得る限度」や「社会的に受忍し得ない程度」などという 基準を設けることは妥当性を欠く」旨主張する。

しかしながら、抗告人が主張する知見が、科学者・専門家の間で一般的な知見になっていることを認めるに足りる疎明はない。かえって、疎乙6号証及び審尋の全趣旨によれば、① 放射線には、人工放射性物質のほかに地球が誕生した時から大気や空気中に含まれているものや、大気上層の宇宙線の作用によって絶えず生成される自然放射性物質が存在し、人体に及ぼす影響は、自然放射性物質か、人工放射性物質かによる差異はないこと、② 放射線被ばくによる健康への確率的影響についてのしきい値を示すことは困難であるが、国際放射線防護委員会の勧告によると、外部からの被ばくと食品摂取等による内部からの被ばくとを合わせて積算100ミリシーベルト以下の

場合は、急性放射線障害は現れず、がんの発生リスクが見込まれるものの、統計的不確かさが大きく、がんの発症率等の明らかな数値として示すことができないとされていること、以上の事実が一応認められる。そうすると、福島第一原発の事故の有無を問わず一定量の自然放射性物質が存在することが明らかであり、また、積算100ミリシーベルト以下の場合には、がんの発生リスクについて有意の差を示すことやがんが発症した場合の因果を明らかにすることは科学的に困難である。そうすると、抗告人の主張を採用することはできない。

(3) したがって、原決定は正当であり、本件抗告には理由がないので、主文のとおり決定する。

平成25年1月10日

東京高等裁判所第23民事部

裁判長裁判官	鈴	木	健	太
裁判官	小	宮山	茂	樹
裁判官	中	村	さと	み

# 抗 告 状

平成24年12月5日

# 東京高等裁判所民事支部(保全係) 御中

抗告人(債権者) 野田順一即

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

給電停止措置禁止仮処分命令申請却下決定に対する抗告事件

抗告人(債権者)と被抗告人(債務者)との間の横浜地方裁判所小田原支部平成24年(ヨ)第54号給電停止措置禁止仮処分命令申請事件について、同年11月21日同裁判所において下記決定があり、抗告人は同日その決定正本の送達を受けたが、不服であるので抗告する。

# 原審の決定主文

- 1 本件申立を却下する。
- 2 申立費用は債権者の負担とする。

### 抗告の趣旨

- 1 原決定を取り消す。
- 2 被抗告人(債務者)は、別紙「電気需給契約目録」記載の抗告人(債権者)への電気の供給を停止してはならない。
- 3 申請費用および抗告費用は、被抗告人の負担とする。

との裁判を求める。

#### 抗告の理由

- 1 抗告人(債権者)が原審の前記仮処分命令申請事件において主張した被保全権 利および保全の必要性についての主張を援用する。
- 2 抗告人が平成24年10月26日付け準備書面の第2項で「これら自働債権 の前提事実や中身は、本件仮処分申請事件において被保全権利のいきさつとし て主張されることはあっても、それら前提事実は本件審理の対象ではないと言

うべきである。」と主張した(同準備書面1頁の下から3行目~末尾まで)ことが仮に認められないとしても、抗告人は、同年10月3日提出の仮処分申請書の「第1被保全権利」第2項において疎甲第2号証の1のA(自働債権)の1、2の部分を申請の理由並びに疎明資料としてこれを引用している。そしてa~dで抗告人が引用した深刻な不安と恐怖心による精神的な被害としては、「この世に人として生を受け、平穏に人生を全うしたいという極めて根源的な生存権の欲求を不当に侵害するものであって、事故直後はもとより現在及び将来へと及ぶ精神的苦痛は計り知れない。これら表意者の精神的苦痛は、相手方東電の過失による原発事故に起因しており、その苦痛はとても金銭に換算できるものではないが、仮に金銭によって慰謝されるとしても金20万円は下らない。」という表現で、いわば抗告人にしてみると自分の人生の価値観を背景にした最大級の重みをもつ言葉の表現をもって、爆発事故や放射能被ばくの恐れから、抗告人が実際に不安や恐怖心の実体験を余儀なくされ、人としての尊厳と権利が侵害されるような精神的な被害(恐怖、不安、将来不安・恐怖など)を受けた具体的事実をそこで主張し訴えているものである。

さらに、同年11月9日付け準備書面(2)の5頁の第3項では、被抗告人の主張に対する反論として、被抗告人の主張が机上解析で何の裏打ちも無く全く信用できないこと、そして4号機建屋の崩壊・水漏れ事故などによるプール内の猛毒の使用済み核燃料棒が溶け出して膨大な量の毒性の高い高レベル放射能が自然界に放出されかねない事態にあることによる抗告人の恐怖、将来不安を主張し、且つこれらを疎明するため同年同月15日付けの陳述書(疎甲第9号証)をもって疎甲第2号証の1のA(自働債権)の1と2の被害事実、およびa~dの具体的な被害事実について、補完して疎明している。

つまりは、抗告人としては、自働債権の基になっている慰謝料債権の発生原因 たる被害事実の主張をおこない、且つ人の尊厳の限りをつくした重い言葉をもっ て疎明しているのである。

しかるに、原審は、これら抗告人の人生を背景にした極めて重い個人の尊厳が、原発の爆発事故・放射能汚染による被ばくの恐怖、4号機建屋の抱えている重大 且つ深刻な危機的状況などによって権利侵害されている旨の主張と疎明をおこなったが、これらをまともに直視せず無視をしているか、或いはそれら抗告人が受けた精神的な被害の具体的な思いや訴えを「放射性物質の放出等による一般的・抽象的な不安感,危惧感等」に過ぎないと、観念的にすり替えて切り捨て、「何ら主張・疎明されておらず」と認定している。 このような原審の抗告人の主張や疎明を無視して排斥する判断は、事実誤認も 甚だしいと言うべきである。

- 3 原審は、抗告人が相殺権を行使した自働債権の元になった原子力損害の慰謝料 請求権の債権発生原因となる精神的苦痛についての要件として、次の二つの判断 基準を示している(決定書の5頁上から1行目~5行目まで)。
  - (1) 「損害賠償(慰謝料)債権の発生原因事実となる精神的苦痛とは、放射性物質の放出等による一般的・抽象的な不安感、危惧感等では足りず」
  - (2) 「放射性物質の放出・被ばく等によって社会的に受忍し得ない程度に健康被害や生活被害を被るなど、個別的・具体的な精神的苦痛を被ったといえるものであることが必要であると解すべき」

原審が示した上記判断基準のうち(1)については、被抗告人提出の乙第5号証の「中間指針に関するQ&A集抜粋(問47部分)」の3の箇所に記載のある部分を原審が引用して判断基準にしたものと思われる。(2)については、横浜地裁の平成24年(ヨ)第536号事件の決定書の4頁(上から1行目~4行目)と、乙第8号証の公害等調整委員会の裁定(裁定書24頁及び32頁)を引用したものと思われる。

しかしながら、原審が用いたこれら判断基準は、以下の点において違法と言うべきで、取り消されるべきである。

(1) 原審が「損害賠償(慰謝料)請求権の発生根拠事実となる精神的苦痛とは、放射性物質の放出等に対する一般的・抽象的な不安感,危惧感等では足りず」としている点について

原発事故に起因した原子力損害の被害者の一員である抗告人(債権者)は、本来、国のさまざまな施策のうえで「生命、自由および幸福追求に対する権利として最大の尊重を必要とする(憲法13条)」とされている立場にあるところ、日本の歴史上かつて無かった原発事故によって抗告人は疎甲第2号証の1で引用したとおり理不尽な不安や恐怖を余儀なくされている旨の主張をおこなっているが、それら抗告人が受けた精神的苦痛はいずれも憲法13条の幸福追求権を侵害されているというべきである。

ところが、原審の前記(1)の基準は、「放射性物質の放出等に対する一般的・ 抽象的な不安感,危惧感等では足りず」などと、最初から抗告人(被害者)の 不安や恐怖感情の訴えを抑制する意図としか思えぬような高いハードルを設け て排斥し、或いは前記第2項で最大級の比喩表現を用いて主張したように、い わば抗告人の人生を揺るがすような原発事故や放射能による被ばくの不安・恐怖などによって抗告人の尊厳、権利が侵害されているという被害実態を伴った不安や恐怖感情の訴えを、「一般的・抽象的不安感や危惧感等」というレッテルを貼り、もしくは観念にすり替えて、そこへ巧妙に封じ込み、抗告人の精神的苦痛の訴えを囲いこんで抹殺する排斥装置の基準になっている。

このような行政の審査会の中間指針(乙第5号証)の考えに安易に追随した原審の判断基準は、いずれも憲法13条の精神に反し、違憲というべきである。

- (2) 原審が「放射性物質の放出・被ばく等によって社会的に受忍し得ない程度に 健康被害や生活被害を被るなど、個別的・具体的な精神的苦痛を被ったといえ るものであることが必要であると解すべき」としている判断基準について 原審の右判断基準は、原子力損害の慰謝料請求につき、前号(1)の違憲ともい うべき基準に加え、このような要件を被害者に新たに要求しているが、
  - ① 先ず前段の基準であるが、ある種の公害や騒音被害などに起因した慰謝料請求を請求する場合においては、「社会生活上受忍限度を超える被害」があるか否かがひとつの基準になっている。しかし、被抗告人が引き起こした放射能汚染や原子力損害に基づく慰謝料請求の場合は、晩発性被ばく障害の特質や低線量の被ばくであってもしきい値がなく人体に危険性があるとされている(疎甲第11号証)ことから、自ら望まないで被ばくや放射能に晒されることへの不安・恐怖に関しては「被ばく等によって社会的に受忍し得る限度」や「社会的に受忍し得えない程度」などという基準を設けること自体、そもそも妥当性を欠くと言うべきである。

そのような原審の判断基準は、放射線被ばく障害の病理現象に無理解か或いはそれを無視をした基準と言わざるを得ず、そら恐ろしい基準である。すなわち、被ばく障害のうち、晩発性放射線障害は、被曝して数年とか数十年してから現れる障害で、ガン・白血病や遺伝障害などが含まれるとされ、人の設計図である遺伝子に影響を及ぼすため1個の細胞内での突然変異によって起きると考えられている。こうした晩発性障害では、症状の重さは被曝量には関係なく、障害の発生確率が被曝量に関係する。被曝線量が小さい場合、急性障害は起きないが、晩発性障害については、たとえ微量の被曝であろうと、それなりに将来ガン・白血病などにかかる確率が大きくなるとされていて(疎甲第12号証)、インターネットから入手した信頼できる専門家(京都大学子炉実験所助教小出裕章氏)によると「被爆のリスクは低線量にいたるまで直線的に存在し続け、しきい値はない。最小限の被爆であっても、人類に対して危険を及ぼす

可能性がある(疎甲第13号証)」とされている。

ところが、原審のその考え方は、あたかも追突事故により頸椎捻挫を被らせた被害者に対して、顕著な自覚症状の診断書がないので被害者の今の身体状況は「社会的に受忍すべきである」と加害者の責任を放免している一方、被害者の訴える頭痛や倦怠感、めまいや手のしびれ、睡眠障害など様々な症状については、病院で検査を受けても原因が見つからないので証明が無いとの判断基準から、被害者の訴えについては、「社会的に受忍し得ない程度に健康被害や生活被害を被」っていないと門前払いをおこなっているようなものである。しかし実は、数年後に髄液漏れに伴う「脳脊髄液減少症(別名:低髄液圧症候群)」が判明したようなものである。

原審のそのような判断基準は、正義に反し、抗告人が「放射能被ばくに少しも晒されることなく生活したい」、「内部被ばく、外部被ばくなどの恐れや被ばくによる健康不安がない状態で生活を営みたい。人生を全うしたい。」という願いの、いわば個人の「幸福追求権」を侵害するものであって、憲法13条の精神に反し、違憲というべきである。

② 次に、原審が、抗告人が原発事故による慰謝料請求をするには「放射性物質の放出・被ばく等によって社会的に受忍し得ない程度に健康被害や生活被害を被るなど、個別的・具体的な精神的苦痛を被ったといえるものであることが必要であると解すべき」としていることについて

原審のこのような判断基準、特にゴシック部分は、前記(1)の違憲とも言うべき要件の他に「個別的・具体的な精神的苦痛を被ったといえるものであることが必要である」などと、一見もっともらしい表現ではあるが、更に高いハードルを関連させて主張・立証(疎明)をおこなうことを要求し、抗告人に負担を課している。しかも、そこでは「個別的・具体的な精神的苦痛を被ったといえるもの」という関連性の要件も要求していることから、それら事実関係や因果関係の要件に沿うための主張や立証(疎明)作業はあまりにも複雑・難解で、しかも狭き門の抑制的な基準になっている。そのため被害者が慰謝料請求を求めるには、はじめから限定的で抑制的な概念に沿った要件事実と因果関係に従わざるを得ない構造になっていて、被害者の賠償請求をより困難な世界へと巧妙に導引する装置になっているというべきである。結局、原審の判断基準は、難解な高いハードルを設けることによって原子力損害の慰謝料請求を求めようとする被害者を意図的に極力抑制し、もしくは被害者の請求を抹殺しようとする排斥装置になっているというほか無い。

このような原子力損害(慰謝料)の賠償請求を極力抑制しようとする意図の排斥装置のごとき原審の判断基準は、原子力行政の期待には迎合するであろうが、被害者(抗告人)の基本的人権である憲法13条の幸福追求権の思想に明らかに反し違憲であり、取り消されるべきである。

4 被抗告人提出の平成24年11月2日付けの「第1準備書面」の2頁の上から 10行目~同頁末尾までの主張の中で、被抗告人が乙第8号証の公害等調整委員 会の裁定を引用した主張並びに原審がその主張に追随し判断基準にしたことにつ いて

被抗告人(債務者)は、下記裁定の①.②の要旨を引用して抗告人(債権者)の自働債権を否認しているが、原審の判断も前記のとおりこれに追随している。

そこで、裁定の中身を検討してみると、下記①については「リスク要因の内容・性質、申請人の暴露の程度等を考慮し」とか「暴露によって社会的に受容し得ない程度に健康リスクが増加すると認められる場合に限り」といった、一見もっともらしい尺度を設けることにより、また下記②については「不安に合理的根拠がなく、単に主観的・抽象的なものにすぎない場合は法的保護に値しない」とか、「一般人が受け取る情報内容を前提として」、「重大な不安を抱くことが合理的かつ相当と認められる必要がある」などと、ここでももっともらしい基準を意図的に設けている。

それら基準の意図は、要は、原子力損害の被害者の賠償請求を限定的で高いハードルを設けることにより極力抑制しようとする原子力行政の意図に沿う装置として機能させている一方、原子力損害被害者の精神的な苦痛や訴えなどの主張を、「不安に合理的根拠がなく、単に主観的・抽象的なものにすぎない」というレッテルを貼ることによって、限定的で高いハードルをクリアした以外の原子力損害の慰謝料請求を、巧妙に囲いこんで封じ、抹殺しようとする排斥装置に他ならないというべきである。

このような公害等調整委員会の裁定の考え方に追随した原審の判断は、「生命、 自由および幸福追求に対する権利(憲法13条)」の精神とは明らかに反し、違 憲というべきである。

記

① 「 そこで、そのような利益が法的に保護されたものであるか否かについて 検討するに、健康の維持は、人格的利益の中でも根幹をなす要素の一つであり、 それを害する要因はできる限り排除したいと思うのが通常であるから、自ら望 まない健康リスク要因に暴露されないという利益は、人格的利益の一内容として法的にも保護される余地があると解される。もっとも人が社会生活を営む上で、健康リスクとなり得る要因は無数にあり、その内容や程度も様々であるから、意思に基づかないリスク要因への暴露が、常に法的利益を侵害すると解することは現実的でなく相当でもない。

したがって、健康リスク要因への暴露については、そのリスク要因の内容・性質、申請人の暴露の程度等を考慮し、その暴露によって社会的に受容し得ない程度に健康リスクが増加すると認められる場合に限り、法的に保護された利益を侵害するものと認めるのが相当である。(裁定書24頁)」

② 「もっとも、その不安に合理的根拠がなく、単に主観的・抽象的なものにすぎない場合は法的保護に値しないから、本件放射能汚染との関係でこうした人格的利益の侵害を認めるためには、本件事故や放射性物質の拡散状況に関し一般人が受け取る情報内容を前提として、申請人の生活状況の下で、本件放射能汚染により生命・健康・財産に関して重大な不安を抱くことが合理的かつ相当と認められる必要があると解する。(裁定書32頁)」

以上

## 疎明方法

1 疎甲第10号証 陳述書

3 疎甲第11号証 京都大学原子炉実験所 助教裕章「低線量被曝の危険度」

2 疎甲第12号証 京都大学原子炉実験所/今中哲二「チェルノブイリの原発

事故 晩発性被ばく障害」からの抜すい

4 疎甲第13号証 京都大学原子炉実験所 助教裕章「悲惨を極める原子力発電

所事故!

5 疎甲第14号証 2012年5月25日放送 報道ステーション「4号機」は

大丈夫か

# 付属書類

疎甲第10号証~14号証

各1通

# 当事者目録

抗告人(送達場所)〒250-0012
神奈川県小田原市本町二丁目1番34号
野田順一
電話 0465-24-1680
Fax 0465-24-2494

# 被抗告人

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号 東京電力株式会社 代表者 代表執行役 廣瀬 直己

# 電気需給契約目録

需要場所:神奈川県小田原市本町二丁目1番34号 オオツヤビル2F

利用者の氏名住所 : 神奈川県小田原市本町二丁目1番34号

野田順一

お客さま番号 : 58201-13403-3-00

契約種別 : 低圧電力

契約電流 : 7 k w

これは正本である。

平成25年1月10日

東京高等裁判所第23民事部

裁判所書記官 山 田 政 晃